

# 青本21版と22版の記載の違い 一例

## 商標法 第68条の12

国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。  
(本条追加、平11法律41)

### 青本21版の記載

#### 〔趣旨〕

議定書の手続においては、領域指定を2以上に分け、かつ、その出願日をもとの領域指定の日とすることはできないことから、国際商標登録出願については、出願の分割はできない旨を規定している。

## 青本22版では



#### 〔趣旨〕

本条は、国際商標登録出願に関する出願の分割（10条）の特例について規定したものである。

議定書上の国際登録の分割について、日本国では商標法に適合しないことから、27規則の2(1)は日本国に関して適用しない旨を国際事務局に通知しているため、商標登録出願とみなされる国際商標登録出願については、出願の分割はできない旨を規定したものである。

このように条文は全く変わっていないが、21版から22版になって解説がガラッと変わったものがあるので要注意です。そういうところもちゃんとやります。